

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案
に対する附帯決議 〔抜粋〕

平成23年5月27日衆議院厚生労働委員会

三 介護サービス情報の公表制度については、適正な調査が実施されるよう、都道府県、指定情報公表センター、指定調査機関その他の関係者の意見を十分に踏まえつつ、ガイドラインの作成等必要な措置を講ずること。その際、事業者より申し出がある場合には積極的に調査できるよう配慮するとともに、指定調査機関・調査員の専門性を活用すること。

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案
に対する附帯決議 〔抜粋〕

平成23年6月14日参議院厚生労働委員会

三 介護サービス情報の公表制度については、適正な調査が実施されるよう、都道府県、指定情報公表センター、指定調査機関その他の関係者の意見を十分に踏まえつつ、ガイドラインの作成等必要な措置を講ずること。その際、事業者より申し出がある場合には積極的に調査できるよう配慮するとともに、指定調査機関・調査員の専門性を活用すること。